

第354回矢板市議会定例会

# 提出議案説明書

平成30年12月

矢板市

## 提出議案説明書

第354回矢板市議会定例会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、補正予算5件、条例の一部改正5件、条例の廃止1件及びその他3件の計14件であります。

議案第1号 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出にそれぞれ8億7,100万円を追加計上し、予算総額を161億5,050万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出からご説明申し上げます。

総務費におきましては、人事給与管理費、企画調整費及び賦課徴収費に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、障がい者福祉対策事業、障害者総合支援事業、児童措置費、保育施設費、生活保護運営対策費等に係る経費を追加計上し、後期高齢者医療費、後期高齢者医療広域連合負担金、児童福祉対策事業等に係る経費を減額いたしました。

農林水産業費におきましては、農業構造改善事業に係る経費を追加計上いたしました。

商工費におきましては、観光費に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、学校一般管理費、小・中学校施設大規模改修事業及び保健体育総務費に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等についても、人事院勧告の実施に伴う給料、期末勤勉手当等の調整を行いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を追加計上いたしました。

あわせて、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第2号 平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1,597万7千円を追加計上し、予算総額を31億7,140万1千円に補正しようとするものであります。

歳入には、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加計上し、歳出には、総務費、保険給付費及び地域支援事業費を追加計上いたしました。

議案第3号 平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1,444万3千円を追加計上し、予算総額を38億5,414万5千円に補正しようとするものであります。

歳入には、県支出金、繰入金及び繰越金を追加計上し、国民健康保険税を減額いたしました。

歳出には、総務費、保健事業費及び諸支出金を追加計上いたしました。

議案第4号 平成30年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ1,813万2千円を追加計上し、予算総額を3億8,613万2千円に補正しようとするものであります。

歳入には、後期高齢者医療保険料及び繰越金を追加計上し、繰入金を減額いたし

ました。

歳出には、後期高齢者医療広域連合納付金を追加計上いたしました。

議案第5号 平成30年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用に500万円を追加計上し、水道事業費用総額を6億7,600万円に補正しようとするものであります。

議案第6号 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第8号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第9号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、平成30年人事院勧告により、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号 矢板市立図書館設置条例の一部改正については、矢板市立図書館の開館時間を変更することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 矢板市勤労青少年ホーム条例の廃止については、矢板市勤労青少年ホームを平成31年3月31日をもって廃止することに伴い、条例を廃止するも

のであります。

議案第12号から議案第14号までの3議案については、公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 第1項から第5項まで省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以下省略

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。